

国富町介護保険 住宅改修の手引き

《居宅介護支援事業者および施工業者用》

令和4年5月作成

国富町役場保健介護課

目次

1. 介護保険で行う住宅改修とは……………	3
2. 利用できる方……………	3
3. 対象となる住宅改修の種類……………	4
①手すりの取付け……………	5
②段差の解消……………	5
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更……	6
④引き戸等への扉の取替え……………	6
⑤洋式便器等への便器の取替え……………	7
⑥①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修……………	7
4. 支給される金額の上限額……………	8
5. 支給限度額の特例……………	9
●要介護度が著しく重くなった際の取り扱い（3段階リセット）……………	9
●転居の際の取り扱い（転居リセット）……………	9
6. 住宅改修費の支払い方法……………	9
●受領委任払い方式……………	9
7. 申請の流れ……………	10
8. 改修上の注意……………	28

1. 介護保険で行う住宅改修とは

介護保険で行う住宅改修費（以下「住宅改修」という）は、介護保険法第45条に定められた介護給付のひとつです。したがって、通常の介護保険サービス同様、ケアプランに位置付けられたものについて行われるサービスです。

住宅改修は、被保険者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるようにするため、手すりの取り付け工事など、厚生労働大臣が定める種類の改修を行った場合に、居宅要介護被保険者に対し、住宅改修対象費（上限20万円）の7～9割を支給する制度です。

改修の対象となる住宅は、介護保険の被保険者証に記載されている住所地に限られており、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

まずは、担当のケアマネジャー、もしくは包括支援センターへご相談ください。

2. 利用できる方

次の①～③すべてを満たす方が対象となります

- ① 国富町の被保険者
- ② 介護保険の要支援1～2・要介護1～5の認定を受けている
- ③ 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅に実際に居住し、在宅で生活している

入院中または入所中は、退院または退所の予定が明らかな場合のみ住宅改修の申請を行うことが可能です。ただし、住宅改修費は退院または退所後に支給されます。退院または退所されなくなった場合には、住宅改修費は支給されません。また、一時帰宅のための改修も支給対象外となります。

要支援・要介護認定の申請中に住宅改修を行った場合には、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。認定結果が非該当となった場合には住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

被保険者の心身の状態や住宅の状況から、現時点で生活に必要と認められる改修が給付対象となります。支給の対象となる工事内容であるかは、保険者である国富町が判断します。

3. 対象となる住宅改修の種類

住宅改修は、被保険者の自立支援を目的とし、日常生活動作（※）を助けるためのものです。趣味や嗜好、リハビリといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険での住宅改修の対象外となります。また、単に老朽化や摩耗を理由とした改修も対象外となります。

（※）ここでいう日常生活動作とは、高齢者が在宅生活を続けていくための最低限必要な動作（食事を摂る、トイレへ行く、入浴する、外出する、洗濯する等の本人の身のまわりの動作）を指します。

持ち家の居住者と、改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮して、共通して需要が多く、個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事を想定しています。

対象となる住宅改修の種類は次の通りです。いずれの改修においても、被保険者の身体状況、住宅環境を鑑みて必要な改修であると認められた場合のみ住宅改修の対象となります。

対象の可否について、曖昧なケースについては個別に判断する場合がありますので、事前に国富町にご相談ください。相談内容が被保険者の身体状況や居住環境を加味しなければ判断できない場合は、申出書提出後に判断いたします。

住宅改修の種類
① 手すりの取付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え
⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

改修工事は、ネジやボルト等で固定されるものを想定しているため、一度工事を行ってしまうと、安易に取り外すことができません。変更の必要が生じた際には再度工事が必要となるため慎重に検討を行ってください。取り外しが安易な福祉用具の検討も併せて行ってください。

① 手すりの取り付け

廊下、トイレ廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置する工事です。

支給対象	・家屋内の手すり（居室、トイレ、浴室、廊下、玄関等） ・家屋出入口の手すり（原則 1 か所） ・敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路、外階段等）
想定される付帯工事	・手すりの取付けのための壁の下地の補強
支給対象外	・取付け工事を伴わない手すり ・老朽化による取替え ・敷地外の手すり ・固定されていない家具等への手すりの取付け 等

- 取付け工事で固定しない床置や、便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象外となります。
- 基本は片側への設置を想定していますが、身体状況等、被保険者固有の理由があれば、両側への手すりの取付けも対象となる場合があります。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消することを目的として行う工事です。

支給対象	・各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ・スロープ、踏み台を固定設置する工事 ・浴槽をまたぎやすい低いものに取り換える工事 ・浴室の床のかさあげ工事 ・敷石をコンクリートスロープにする工事 ・階段の勾配を緩やかにする工事
想定される付帯工事	・浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事 ・敷居の撤去等を行った際の既存扉の加工工事 ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
支給対象外	・床下収納を埋める工事 ・スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 ・昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事 ・浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事 等

● 段差のある箇所に対する比較的小規模な改修（敷居の撤去、スロープの設置等）を対象としているため、廊下、居室全体のかさ上げは想定していません。敷居撤去やスロープの設置等に対応できない場合に限り、給付対象とします。

● 固定しないスロープは「福祉用具貸与」、固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

滑りの防止及び移動の円滑化等を目的として、居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ、浴室では床材の滑りにくいものへ、通路面においては滑りにくい舗装材へ、材料の変更を行う工事です。

支給対象	・畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ・浴室の床材を滑りにくい床材へ変更 ・屋外の通路を滑りにくい舗装材へ変更
想定される付帯工事	・床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の変更の為の路盤整備
支給対象外	・老朽化による床材の張替え ・滑り止めマットや素材を置くだけ (住宅改修の支給対象となるには固定取付けが必要) ・転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更 ・居室のフローリングを別のフローリングに変える工事 等

● 改修後の変化や効果が明らかでない工事は支給対象外となります。

④ 引き戸等への扉の取替え

移動の円滑化を目的として、開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンへ取替える工事の他、ドアノブの変更、戸車の設置といった、扉の改修に係る工事です。

支給対象	・開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え ・ドアノブの変更 ・開き戸の左右変更 ・戸車、レールの設置 ・扉の撤去 ・重い引き戸から軽い引き戸への取替え ・扉の位置の変更
想定される付帯工事	・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

支給対象外	・雨戸の取替え ・自動ドアに取替えた場合の動力部分 等
-------	--

● 扉の位置の変更については、既存の扉を取り壊す場合のみ対象としています。しかし、位置の変更よりも費用が廉価に抑えられる場合に限り新設も対象とします。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

排せつ動作の円滑化を目的として、和式便器を洋式便器へ取替える工事です。また、既存の洋式便器の向きを変更する工事も対象となります。

支給対象	・和式便器から洋式便器への取替え ・洋式便器の向きを変える工事
想定される付帯工事	・便器の取替えに伴う給排水設備工事 (水洗化または簡易水洗化に係るものを除く) ・便器の取替えに伴う床材の変更
支給対象外	・洋式便器から洋式便器への取替え ・すでに洋式便器である場合の暖房便座や洗浄機能等を付加する工事 ・既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ・水洗化または簡易水洗化にかかる費用 ・電気工事 等

● 和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、これらの機能を含めた一体式の様式便座が一般的に流通していることから支給対象とします。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は支給対象外となります。介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合を想定しているためです。

● 和式便器から洋式便器への取替えを行った後に、補高便座を購入しても、原則福祉用具購入費の支給対象と認められません。

⑥ ①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①～⑤の住宅改修に付帯して支給対象となる項目は、各項目に記載した「想定される付帯工事」の他に、以下を想定しています。

支給対象	・解体工事費、床材などの処分費 ・資材、廃材などの運搬費、現場管理費等
支給対象外	・電気工事費、設計、清算の費用 等

4. 支給される金額

住宅改修対象費は、原則 1 人につき 2 0 万円（消費税含む）までです。このうち、1 ～ 3 割分（2 万～6 万）を自己負担いただき、7 ～ 9 割分（1 4 万～1 8 万）を介護保険から支給します。また、2 0 万を超えた部分に関しては全額自己負担となります。

（例）

（1）総工事費 1 0 万円（税込み）、自己負担 1 割の場合

自己負担 1 万円

介護給付 9 万円

住宅改修対象費 2 0 万円（上限額）－ 1 0 万円（今回工事分）＝ 1 0 万円の残額

↓

以降の住宅改修で、10万円分が利用可能

（2）総工事費 3 0 万円（税込み）、自己負担 1 割の場合

自己負担 2 万円（上限額 2 0 万円の 1 割）＋ 1 0 万円（上限額 2 0 万円を超えた部分）

介護給付 1 8 万円

住宅改修対象費 2 0 万円（上限額）－ 2 0 万円（今回工事分）＝ 0 万円の残額

5. 支給限度額の特例

●要介護度が著しく重くなった際の取り扱い（3段階リセット）

初めて行った住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準とし、要介護等状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。ただし、着工日の要介護状態区分で判断しますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修が行われないと適用されません。上がった時点で住宅改修を行わず、その後の要介護等状態区分が下がった時点で住宅改修を行っても、適用はされません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2・要介護1
第1段階	経過的要介護・要支援1

※3段階リセットは、同一被保険者について1回のみ適用されます

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
経過的要介護・要支援1	要介護3・要介護4・要介護5
要支援2・要介護1	要介護4・要介護5
要介護2	要介護5

- ① 要支援1と認定された状態で住宅改修を行わず、要介護1で初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで支給可能となります。
- ② 要支援2の時に初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けたものの、この時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と介護度が下がった場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため、3段階リセットの例外は適用されません。この場合、再び要介護4以上の認定がなされれば、再度20万円までの支給が可能となります。
- ③ 要介護1の時に初めて住宅改修に着工して10万円分の支給を受け、その後、要介護3の時点でも10万円分の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて着工した日の要介護1を基準として3段階以上上がっているため、再度20万円の支給が可能となります。
- ④ 要介護3の時に初めて住宅改修に着工し後に要介護1となって追加の住宅改修を行った場合、後に要介護4と3段階上がっても、基準となるのは初めて着工した時の要介護3なので、再度の住宅改修の支給はできません。

- ⑤ 支給可能残額があっても、要介護状態区分が３段階以上上がった場合は、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は２０万円となります。したがって、要介護１の時に１２万円の支給を受け、その後要介護４で住宅改修を行った場合は、支給残額の８万円はリセットされることとなり、２０万円が支給限度額となります。
- ⑥ ひとたび３段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらず、リセット後で支給限度額管理がなされます。要介護１の時に１２万円の住宅改修を行い、その後要介護４で１５万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護３となっても支給限度額管理はリセット後で行われるために５万円までの住宅改修費の支給が可能となります。なお、要介護１の時の支給可能残額８万円はすでにリセットされており、復活することはありません。
- ⑦ ３段階リセットの例外は、１人の被保険者について１回限りで、再び要介護等状態区分が３段階以上あがっても適用されません。

●転居の際の取り扱い（転居リセット）

転居した場合は前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに２０万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。

（例）

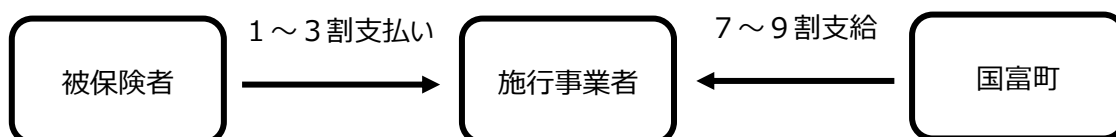
- ① 住所Ａ（２０万円利用）→住所Ｂ（２０万円利用）→住所Ｃ（２０万円利用）
- ② 住所Ａ（２０万円利用）→住所Ｂ（２０万円利用）→住所Ａ（利用不可）
- ③ 住所Ａ（５万円利用）→住所Ｂ（１０万円利用）→住所Ａ（１５万円利用）

６．住宅改修の支払い方法

支払い方法には「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の２種類がありますが、国富町では、基本的に「受領委任払い方式」をとっています。

●受領委任払い方式

被保険者は、住宅改修対象費のうち１～３割の自己負担分のみを施工事業者に支払い、残りの７～９割は国富町から施工事業者へ支給する方法です。



7. 申請の流れ

1 相談

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター）に希望を伝え、改修の内容を相談します。

ケアマネジャーは、被保険者の住環境や身体状況を確認した後、必要な住宅改修を選定し、理由書（※）を作成します。必要があれば、理学療法士等の専門職とともに、検討を行ってください。

（※）理由書については、介護支援専門員の他に、福祉住環境コーディネーター 2 級以上、理学療法士、作業療法士等でも作成が可能です。

2 事前申請・審査

改修前に必ず事前申請を行い、国富町の承認を得る必要があります。**事前申請を行わず着工された場合には住宅改修費の支給はできません。**

提出いただいた書類に基づいて、住宅改修の内容等の審査を行います。承認されると、担当ケアマネジャーへ工事の着工許可の連絡を電話にて行います。「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修に係る工事着工承諾書」は、完成届提出後に、被保険者宛に必要書類とともに郵送します。許可の段階で書類が必要な場合は、ご連絡ください。

※審査には 2 ～ 10 開庁日を要します。書類に不備があった場合や、外部の専門家での審査の必要がある場合は、この限りではありません。

必要な書類	作成上の注意
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申出書	・氏名は、被保険者本人の氏名を記載
理由書 2 枚	・ケアマネジャー、作業療法士、福祉住環境コーディネーター（2 級以上）等が作成
見積書	・被保険者本人の氏名で作成 ・住宅改修の種類、改修箇所毎の内訳が分かるように記載 ・「工事一式」での計上ではなく、部材費や工事費等の詳細を記載・介護保険外の工事も含まれる場合は、介護保険適用部分を明確にすること ・手間（取り付け費）と雑費（諸経費）は、それぞれ材料と別項目で明記 ※様式は問いませんが、必要事項に漏れがないように作成してください。
図面	・理由書や見積書に基づき、設置の必要性・詳細が確認できる範囲で作成 ※図面は、家屋全体の平面図及び各部分における平面図・展開図・部分詳細図のいずれか、改修内容によって適当なものをつけてください。

	明示すべき事項	
	平面図	縮尺図・方位・各寸法・間取り・室名・柱壁及び開口部の位置・各室の床高・手摺などのサイズ及び取付位置
	展開図	展開方向・各寸法・材料名・手摺などのサイズ及び取付位置
	部分詳細図	各寸法・材料名・施工方法
施行前写真	・施行前写真、カラー 1 部を提出 ・図面と照合ができるように記号、工事内容及び寸法などを記載 ・解消する段差が確認できるよう施工前後はスケール等を当てた写真を提出 ・写真にはカメラの機能等を用いて必ず日付を印字すること。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませること ※ぶれなどにより家屋の状況が写真から確認ができない場合は、再提出を求めることがあります。	
カタログ等	・カタログは、可能な限り使用する部品全て用意。該当の部品にはラインマーカを引くこと	
住宅改修の承諾について のお願い	・被保険者と住宅の所有者が別居している場合必要	
町営住宅増築（模様替）承認申請書	・町営住宅に住所がある場合に必要になります。 ・必要事項を記載し、原本を国富町役場 財政課へ提出し、コピーを住宅改修提出書類に添付して提出してください。 ※用紙は、国富町役場財政課へ直接取りに行ってくださいか、場合によっては郵送も可能です。詳細は電話でお問い合わせください。（財政課：75-3112）	

3 着工

施工事業者は必ず通知の確認を行った後、着工してください。**国富町の承認を待たずに着工された場合、住宅改修費が支給できない場合があります。**

事前申請で届出した工事に変更が生じた場合、一度工事を取りやめ、再度事前申請を行う必要があります。「軽微な変更」として、事業所が判断し、事後申告で修正することは認められません。経緯のわかる理由書の提出で対応可能な場合もありますが、必ず速やかに国富町へ連絡してください。

④ 支給申請（事後申請）

工事完了後、国富町に支給の申請を行います。

提出いただいた書類に基づいて、適切な工事がなされているか確認し、住宅改修費の支給を行います。

必要な書類	作成上の注意
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	・被保険者本人の氏名を記載
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任状に係る委任状	・住所及び請求書同様の事業所名、代表取締役氏名（代表者氏名）、代表取締役印（代表者印）があるもの（会社印だけでは、不可）
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完成届	・被保険者本人の氏名を記載
領収書	・被保険者本人の氏名で作成し、1円未満の端数は切り上げること
請求書	・様式は問いませんが、見積書と同様、内訳が分かるように記載 ・宛名は「国富町長」となります ・事業所名、代表取締役氏名（代表者氏名）、代表取締役印（代表者印）があるもの（会社印だけでは、不可） ・「工事一式」での計上ではなく、工事の内訳を記載 ・総計の後に本人負担額（1～3割：端数切り上げ）を記載 ・差引額（総額の7～9割）が請求金額となります。 ※自己負担割合は、被保険者本人が持っている「介護負担割合証」にて確認 ・請求書が2枚にわたるときは、割り印を押すこと
写真	・解消する段差が確認できるよう施工前後はスケール等を当てた写真を提出 ・踏み台等を固定している金具を写すこと。（施工後に見えなくなる場合は施工中の写真も添付。） ・改修の前後が確認できるカラー写真を2部提出 ※写真にはカメラの機能を用いて必ず日付を印字すること ※印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませること ※ぶれなどにより家屋の状況が写真から確認ができない場合は、再提出を求めることがあります。

※事前申請で届け出ていた内容に変更等が生じた場合、速やかに国富町に連絡をしてください。無断で着工された場合、介護給付の対象とならない場合があります。

給付適正化の観点から、被保険者へ住宅改修に関するアンケートや、現地確認を行う場合があります。

申請と異なる施工や、提出された書類と一致しない等、虚偽の申請が見受けられた場合、工事のやり直しや給付費の返還を求める場合があります。

○事前申請に係る書類

別記様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

国富町長 殿

必ず、被保険者本人の
氏名を記載してください。

住 所 国富町大字〇〇〇〇番地
氏 名 国富 太郎 印
電話番号 0985-〇〇-〇〇〇〇

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申出書

介護保険に係る住宅改修を行いたいので、関係書類を添付の上、申し出ます。

添付書類

- 1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修が必要な理由書
- 2 見積書
- 3 図面
- 4 施工前写真
- 5 改修する住宅が所有者以外の場合は、承諾書（家屋所有者の押印してあるもの）

住宅改修が必要な理由書

< 基本情報 >

利用者	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇	年齢	〇〇歳	生年月日	M・T・S 〇年 〇月 〇日	性別	■男 □女
	被保険者氏名	国富 太郎	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護			
作成者	所在地確認日	令和〇年〇月〇日	作成日		令和〇年〇月〇日			
	所属事業所	〇〇〇〇〇〇						
	資格							
	氏名	〇〇〇〇〇〇	連絡先	〇〇〇〇〇〇				

※日常生活動作に関する身体状況を具体的に記載してください。

※移動方法（独歩、伝い歩き、杖歩行、車椅子、要見守りなど）は必ず記載してください。

※入院中、入所中であれば、退院日を必ず記載してください。

< 総合的状況 >

利用者の身体状況	坐骨神経痛の既往があり、右足に痺れがある。右足に重心をかけると転倒しやすい。 令和3年12月1日に自宅の玄関框から降りる際にふらつき転倒。腰椎圧迫骨折にて入院。12月20日に退院しコルセットを装着し自宅療養。意欲的にリハビリを行い、現在はT字杖を使い自力歩行できるようになった。 T字杖のほかにつかまるものがあれば10cm程度の段差は超えられるが、すり足歩行のため3cm程度の段差には躓きやすい。転倒前、ADLは自立しており、今後できることは自分でやりたいと思っている。	
介護状況	夫（要支援2）、長男夫婦と同居。長男夫婦は日中就労のため、主に夫が介護している。 自宅は築30年の家屋で、家中に3cm程度の段差がありT字杖を使っても1人での移動は難しい。夫が付き添うが、夫自身も腰痛があり、常時の付き添いは負担が大きい。 和式トイレのため、福祉用具の据え置き式の簡易便座を利用しているが、足を置くスペースが狭く立ち上がりが難しいため、夫が介助する。週2回リハビリのため、デイサービスに出かけている。	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	リハビリを継続し、家事やご飯の支度を自分でやり転倒前の生活を送りたい。 屋内の段差を解消し、しっかり把持できる手すりを付けることで、負担なく移動ができ行動範囲が広がる。 和式トイレを洋式トイレに変更し、手すりを付けることでトイレに1人で行けるようになる。	

※家族や介護者との生活状況、一人でできることや、必要な介助など具体的に記載してください。

※利用中のサービスや、福祉用具など記載してください。

※住宅改修によって、利用者や家族の暮らしをどのように変えたいかを総合的に記載してください。

住宅改修が必要な理由書

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください>

活動	①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況（・・なので・・で困っている）を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（・・することで・・が期待できる）を記入してください	④改修項目（改修箇所）
排泄	■トイレまでの移動 ■トイレ出入口の出入り （扉の開閉を含む） ■便器からの立ち座り （移乗を含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（ ）	① 居室からトイレまでの導線上に3cmの段差が2か所ある。つかまる所もなく、杖を使っても1人での移動が難しく介助が必要。 ② 和式トイレに据え置き式の簡易便座を利用しているが、足の置き場が狭く、つかまる所もないため自力での立ち上がりが難しい。 ③ トイレの扉の開閉時、右足に重心がかかり杖だけではふらつきがある。	■できなかったことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ） ① 段差にスロープを取り付け、手すりを設置することで、居室からトイレまで1人で移動できるようになる。右手に杖を持ち、左手で手すりをつかむため、往復のために廊下の両側に手すりを設置する。 ② 和式トイレを洋式トイレに変更し、両側に手すりを設置することで、床のスペースが広くなり、自力で立ち上がりができるようになる。 ③ 扉付近に手すりを設置することで、扉の開閉動作時のふらつきを軽減できる。	■手すりの取付け （ 居室からトイレまでの導線上に横手すり（両側）2か所 ） （ トイレの入り口に縦手すり、トイレ両側にL型手すり ） （ 浴室入り口に縦手すり ） （ 玄関框横の壁にL型手すり ） （ ） ■段差の解消 （ 居室からトイレまでの導線上にスロープを設置する（2か所） ） （ 浴室入り口の敷居を撤去する ） （ 玄関框に10cm踏み台を設置 ） ☐ 引き戸等への扉の取替え （ ） （ ）
入浴	■浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ■浴室出入口の出入り （扉の開閉を含む） ☐ 浴室内での移動 （立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持 （洗体・洗髪を含む） ☐ 浴槽の出入（立ち座りを含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他（洗面所出入口の出入り）	④ 浴室の入り口に5cm敷居があり、杖を使っても1人での移動が難しく、介助が必要。	■できなかったことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ） ④ 浴室入り口の5cmの敷居を撤去し、手すりを設置することで、1人で移動できるようになる。（スロープを設置するスペースがないため、撤去で対応）	■便器の取替え （和式トイレから洋式トイレに変更） （ ） 等のための床材の変更 （ ） （ ）
外出	■出入口までの屋内移動 ■上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入り （扉の開閉を含む） ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他（ ）	⑤ 玄関の上がり框が20cmあるため、降りることができない。把持物があれば10cm程度は昇降可能。	■できなかったことをできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ⑤ 框に10cm程度の踏み台を置き、壁に手すりを設置することで、自力で昇降できるようになる。	（ ） （ ） （ ） （ ）
その他の活動	被保険者が「何に困っていて、何ができないのか」、住宅を改修することで「何が改善され、何を期待するか」を身体と住環境の2つの観点からアセスメントし、具体的に記載してください。 ※被保険者の日常動作（立つ、座る、またぐ、昇降、扉の開閉 等）に着目してください。 ※数字などを用いると具体性が高まります。			

見積書の様式は問いませんが、必要事項に漏れがないようにしてください。

理由書の現地確認日以降の日

住宅改修見積書

〇〇年〇〇月〇〇日

被保険者氏名 国富 太郎 様

必ず、被保険者本人の氏名

施工業者 住所 国富町大字〇〇 〇〇番地
事業者名 〇〇株式会社 印
代表者氏名 〇〇 〇〇 印
担当者氏名 〇〇 〇〇
TEL : 〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇-〇〇〇〇

合計金額 〇〇〇〇〇 円(税込)

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(1)	①	廊下	壁	(材料費)	〇社 木製手すり (商品型番)〇mm×〇	〇〇	m	〇〇	〇〇	
手すり取付け					〇社 エンドブラケット (商品型番)	〇〇	個			
				(施工費)	取付け費用	〇〇	箇所			
(2)	②	玄関	上がり框	(材料費)	〇社 木製踏み台	〇〇	台			
段差解消					固定金具	〇〇	個	〇〇	〇〇	
				(施工費)	取付け費用	〇〇	箇所	〇〇	〇〇	
(5)	③	トイレ	便器	(材料費)	洋式便器(商品型番)	〇〇	組	〇〇〇	〇〇〇	
便器の取替え					既存便器解体処分費	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇	
					床改修工事	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇	対象部分の面積(〇×〇㎡)で按分
				小計						
				諸経費						〇〇費1,000、××費1,000、△△費2,000
				合計						
				消費税						
				総合計					〇〇	

材料費、取付け費用を区別して記載してください。
「〇〇工事一式」という記載は認められません。

平面図や写真などには見積書と同様の番号を用いてください。

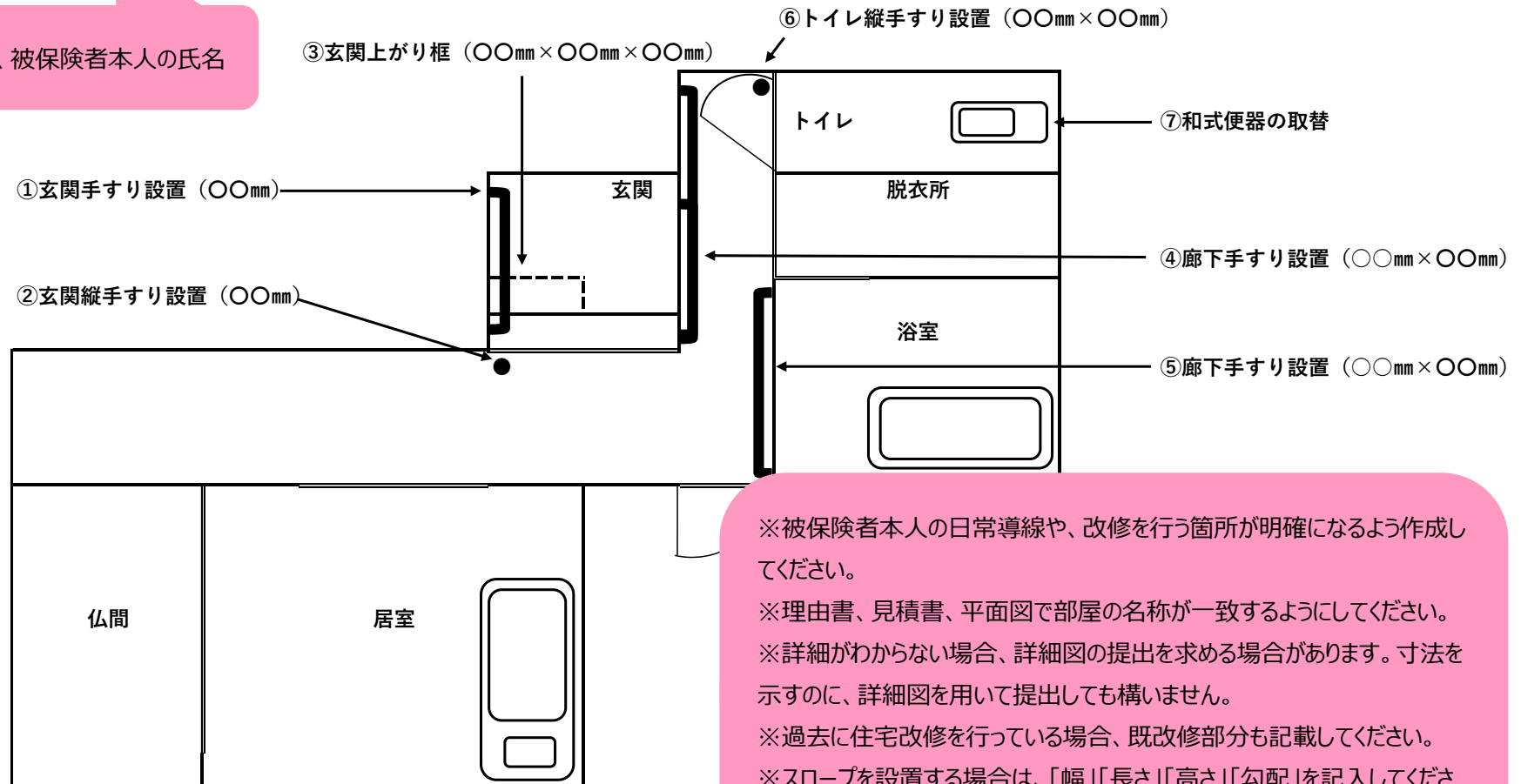
支給対象外の工事（自費で行う工事）が含まれている場合は、対象となる工事を明確にしてください。
按分を行った際は、「算出根拠」に記載してください。

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け(2) 段差の解消(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4) 引き戸等への扉の取替え(5) 洋式便器等への便器の取替え
(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

国富 太郎 様宅 平面図

必ず、被保険者本人の氏名



※被保険者本人の日常導線や、改修を行う箇所が明確になるよう作成してください。

※理由書、見積書、平面図で部屋の名称が一致するようにしてください。

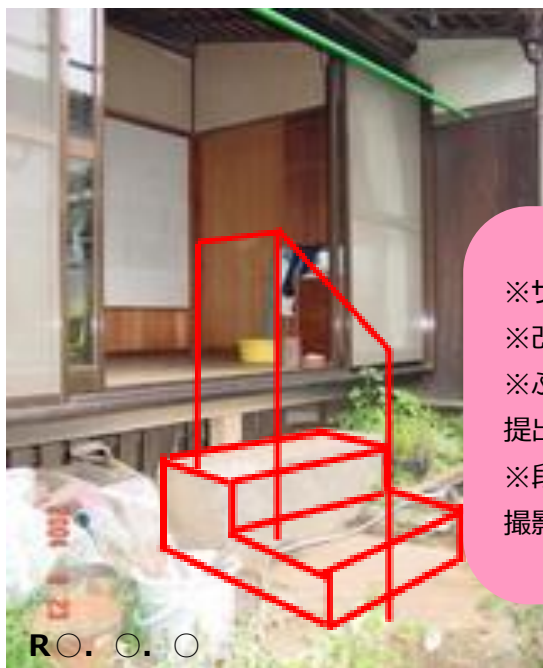
※詳細がわからない場合、詳細図の提出を求める場合があります。寸法を示すのに、詳細図を用いて提出しても構いません。

※過去に住宅改修を行っている場合、既改修部分も記載してください。

※スロープを設置する場合は、「幅」「長さ」「高さ」「勾配」を記入してください。

国富 太郎 様住宅改修施行前後写真

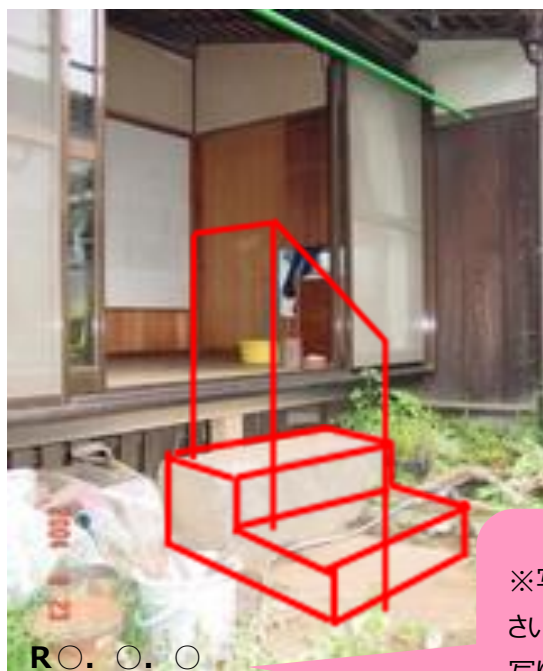
① 勝手口 手すり取り付け



屋外手すり設置
高さ〇〇mm
手すり部分長さ〇〇mm

※サンプルのため、理由書や見積書との写真の関連性はありません。
※改修前の状態が確認できれば、様式は問いません。
※ぶれなどにより家屋の状況が写真から確認ができない場合は、再提出を求めることがあります。
※段差がある場合は、段差の高さが分かるようにスケール等を用いて撮影してください。

② 勝手口 段差の解消



W〇〇×D〇〇×H〇〇mm
※框段差 H=〇〇mm

※写真にはカメラの機能等を用いて必ず日付を印字してください。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませてください。

③ 外階段手すり取り付け



R〇. 〇. 〇

1 段高さ〇〇mm
高さ〇〇mm
手すり部分長さ〇〇mm

④ 扉の取替え



R〇. 〇. 〇

開き戸から折り戸へ
高さ〇〇mm
幅 〇〇mm

令和 年 月 日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人又は住宅の所有者)

住 所

氏 名

殿

※住宅改修をする家屋が、本人名義のものではなく、その他家族や借家の場合に必要なります。

※住民票をその住所に移していることが条件になります。

(賃借人又は同居家族)

住 所

氏 名

印

私が賃借(同居)している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修申出書」・「補助金等交付申請書」のとおり行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住 宅 名 称

所在地

(2) 住宅改修の概要

箇所・部位及び内容

承 諾 書

上記について、承諾いたします。

(なお、

)

令和 年 月 日

(賃貸人又は住宅の所有者)

住 所

氏 名

印

(注) 1 賃借人又は同居家族(以下甲という)は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人又は所有者(以下乙という。)に2通提出してください。乙は、承諾する場合には本承諾書の線から下の部分を記載し、1通を甲に返還し、1通を保管してください。

2 (1)の欄は、契約書頭書を参考にしてください。

3 承諾書に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

○事後申請に係る書類

別記様式第3号（第7条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名	クニトミ タロウ	必ず、被保険者本人の氏名		4	5	3	8	2	9
	国富 太郎	0	0	0	0	0	0	0	0
生 年 月 日	明・大・ 昭 ○ 年 ○ 月 ○ 日	性 別	男 ・ 女						
要介護状態区分	要支援1 要支援2 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5								
住 所	〒 東諸県郡国富町○○○○番地 電話番号								
住 宅 の 所 有 者	本人との関係（ ）								
改修の内容・ 箇所及び規模	業者名		○○○株式会社						
	着工日		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日						
	完成日		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日						
改 修 総 額	○, ○○○ 円（改修総額が200,000円）								
国富町長 殿 上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 令和 年 月 日 日付は空ける 住所 東諸県郡国富町○○○○番地 申請者 氏名 国富 太郎 電話番号 0985-○○-○○○○									

工事の着工は、必ず着工許可の連絡が役場から来てから行うようにしてください。

（注意：添付書類）

- ①完成届 ②領収証 ③介護保険請求分の請求書 ④完成後の写真 ⑤受領委任払の場合、委任状

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費を次の口座に振り込んでください（受領委任払の場合は、記入不要）。

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号
	金 融 機 関 コ ー ド	店 舗 コ ー ド	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	フリガナ 口座名義人			

別記様式第5号(第7条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払に係る委任状

日付は空ける

令和 年 月 日

委任者 (被保険者)	氏名	国富 太郎 ⑩
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 国富町大字〇〇〇〇番地

必ず、被保険者本人の氏名

私は、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給請求及び代理受領につきましては、

次の業者に委任します。

受任者 (事業者)	事業者名称	〇〇〇株式会社			
	代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩			
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 国富町大字〇〇〇〇番地			
	電話番号	0985-〇〇-〇〇〇〇			
振込先	金融機関名	本支店名	種別	口座番号	
	〇〇銀行	〇〇支店	〇〇	〇〇〇〇〇〇	
	フリガナ				
	口座名義人	〇〇〇〇〇〇〇〇			

振込先は、受任者が記入してください。

別記様式第4号（第7条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完成届

日付は空ける

令和 年 月 日

国富町長 日高 利夫 殿

必ず、被保険者本人の氏名

住 所 国富町大字〇〇〇〇番地
氏 名 国富 太郎 印
電話番号 〇〇－〇〇〇〇

日付・文書番号は空ける

令和 年 月 日付け発国保第 号で工事着工の承諾を受けた介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修に係る工事が下記のとおり完成したので、工事箇所の完成写真を添えて届け出します。

記

1 完成年月日 令和 年 月 日

（以下の欄は、記入しないでください。）

確 認	そ の 他 特 記 事 項
工事着工を承諾した内容どおり工事が完成したことを確認する。 令和 年 月 日 職氏名 印	記入しない

領 収 書

必ず、被保険者本人の氏名

国富 太郎 様

〇年〇月〇日

領収日

¥ 〇〇, 〇〇〇

1 円未満は切り上げ

但し、住宅改修費（1割分）として
上記の通り領収いたしました

必ず、但し書きを記入してください。

事業者名 〇〇株式会社 印
代表者氏名 〇〇 〇〇 印
住所 国富町大字〇〇 〇〇番地
TEL: 〇〇-〇〇〇〇
FAX: 〇〇-〇〇〇〇

●但し書きについて

住宅改修費の支給対象となる金額について、いくら領収されたかがわかるように記載してください。

受領委任払いの場合、領収された金額が、支給対象となる住宅改修費の何割分であるかを記載してください。

（例）＜受領委任払い＞

- ・住宅改修費（1～3割分）として
- ・自己負担分（1～3割分）として 等

※限度額を超過した場合

領収金額には、1～3割負担分+超過分を足した額を記載してください。

但し書きには、「但し、住宅改修費（1～3割分）及び超過分として上記の通り領収いたしました」とご記載ください。

（例）上限額200,000円で1割負担の場合

- ・住宅改修費総額 205,000円→自己負担額 20,000円+超過分 5,000円→領収金額25,000円

※生活保護受給者の場合

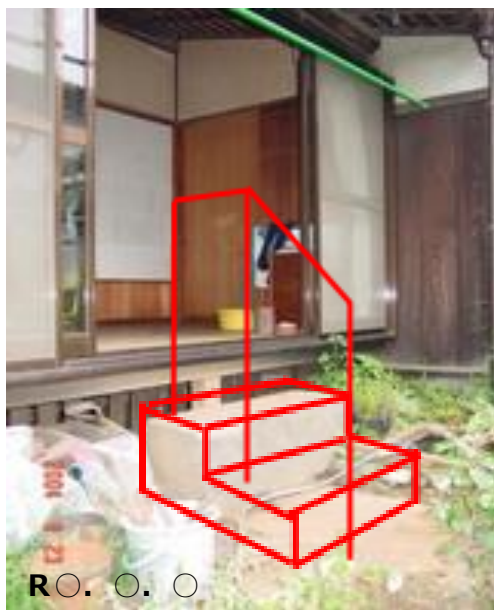
領収書ではなく、中央福祉こどもセンターへの1割負担分の請求書の写しでの代替になります。

※領収書は必ず、原本をご持参ください。

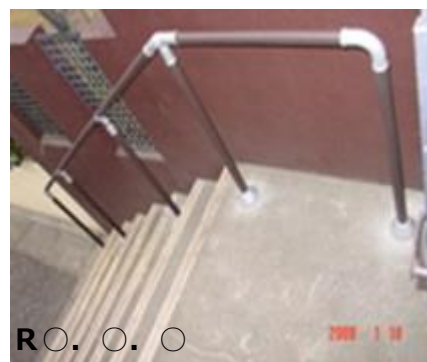
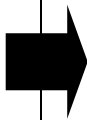
〇〇年〇〇月〇〇日				請求書				事業者名 〇〇株式会社				印	
国富町長 殿				代表者氏名 〇〇 〇〇				住所：国富町大字〇〇〇〇番地				印	
御請求金額 ￥〇〇, 〇〇〇				TEL：〇〇-〇〇〇〇				FAX：〇〇-〇〇〇〇					
住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠			
						数量	単位	単価	金額				
(1)	①	廊下	壁	(材料費)	〇社 木製手すり (商品型番) 〇mm×〇	〇〇	m	〇〇	〇〇				
手すり取付け					〇社 エンドブラケット (商品型番)	〇〇	個	〇〇	〇〇				
				(施工費)	取付け費用	〇〇	箇所	〇〇	〇〇				
(2)	②	玄関	上がり框	(材料費)	□社 木製踏み台	〇〇	台	〇〇	〇〇				
段差解消					固定金具	〇〇	個	〇〇	〇〇				
				(施工費)	取付け費用	〇〇	箇所	〇〇	〇〇				
(5)	③	トイレ	便器	(材料費)	洋式便器(商品型番)	〇〇	組	〇〇〇	〇〇〇				
便器の取替え					既存便器解体処分費	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇				
					床補修工事	〇〇	式	〇〇〇	〇〇〇	対象部分の面積(〇×〇㎡)で按分			
				小計					〇〇				
				諸経費					〇〇	〇〇費1,000、××費1,000、△△費2,000			
				合計					〇〇				
				消費税					〇〇				
		国富 太郎 様宅		① 総合計(税込)					〇〇				
				② 個人負担分(税込)					〇〇				
				①-② ご請求額(税込)					〇〇				

国富 太郎 様住宅改修施行前後写真

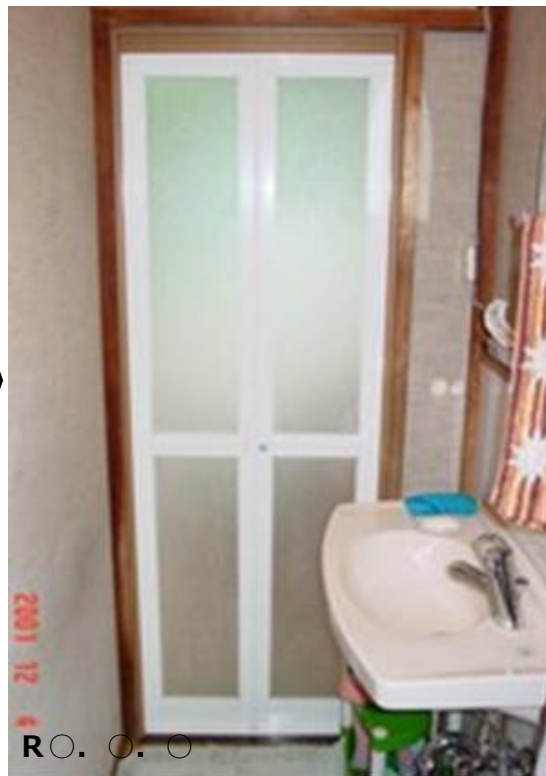
① 勝手口 手すり取り付け ② 勝手口 段差の解消



③ 外階段 手すり取り付け



④ トイレ 扉の取替え（開き戸から折り戸へ）



※様式は問いませんが、必要事項に漏れがないようにしてください。

※解消する段差が確認できるよう施工前後はスケール等を当てた写真を提出してください。

※踏み台等を固定している金具を写してください。

（施工後に見えなくなる場合は施工中の写真も添付。）

※改修の前後が確認できるカラー写真を2部提出してください。

※写真にはカメラの機能を用いて必ず日付を印字してください。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませるようにしてください。

8. 改修上の注意

●被保険者に担当のケアマネジャーがいる場合

ケアマネジャーは、被保険者の住環境を把握しておく必要があります。また、住宅改修は居宅介護支援のひとつであることから、被保険者に居宅サービス計画の作成にあたるケアマネジャーがいる場合、必ずケアマネジャーを含めて検討を行ってください。介護給付として適当であるか確認するため、担当ケアマネジャーに詳細を伺う場合があります。

●一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、2人合わせて40万という考えにはなりません。

一つの住宅について同時に複数の被保険者にかかる住宅改修が行われた場合は、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

●介護の認定申請中に住宅改修を行う場合

要介護（支援）認定申請中であっても、住宅改修を行うことは可能です。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象とはならず、改修費用は全額自己負担となります。

●申請に必要な写真や平面図の作成料

申請に必要な写真や平面図等について、印刷料や作成料は給付の対象とはなりません。

●工事に必要とされる諸経費

金額の上限は定めませんが、一般的な工事の範囲で計算して下さい。国富町が詳細を求めた際は、開示及び説明ができるようにして下さい。

●仮設トイレの設置費用

住宅改修工事に伴う仮設トイレの設置費用は給付の対象とはなりません。

●有料老人ホーム・ケアハウス入所者の住宅改修について

高齢者の利用に適したつくりとなっているはずの特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム等）、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則対象外です。

●住宅を建て替えた場合、上限額の転居リセットが適用されるか

上限額の転居リセットは、住所が変更された場合のみ適用されます。同一住所地に建て替えた場合には、転居リセットの対象とはなりません。

●住宅改修工事完了前の入院について

在宅中、住宅改修完了前に被保険者が入院し、退院の見通しが見つからない場合、被保険者が入院した日までに工事が完了した部分が支給対象となります。

●住宅改修工事完了前に被保険者が死亡した場合

被保険者が死亡した場合、死亡した日までに住宅改修工事が完了した部分が支給対象となります。

●勝手口や掃き出し窓を外出経路として改修したい場合

玄関からの出入りが困難な理由があり、外出経路を玄関から移す必要性が認められれば給付の対象となる場合があります。玄関からの出入りが困難な理由を理由書に記載してください。

●玄関と勝手口、どちらも外出用の出入り口として改修を行いたい場合

原則、外出用の出入り口は1つの家屋につき1箇所としています。しかし、被保険者の身体状況や、住環境を鑑みて、出入り口を2箇所設ける必要性が認められれば、給付の対象となる場合があります。

住宅改修は、被保険者の自立支援を目的とし、日常生活動作（※）を助けるためのものです。趣味や嗜好、リハビリといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険での住宅改修の対象外となります。また、単に老朽化や摩耗を理由とした改修も対象外となります。それぞれの箇所について、改修が必要な理由を理由書へ記載してください。

（※）ここでいう日常生活動作とは、高齢者が在宅生活を続けていくための最低限必要な動作（食事を摂る、トイレへ行く、入浴する、外出する、洗濯する等の本人の身のまわりの動作）を指します。

●家族による改修工事

被保険者自らが住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、**材料の購入費のみ**を住宅改修の支給対象とします。この場合、工事前の申請の際に添付する工事費見積書については、購入する材料費の個々の内訳が分かるものを作成します。

工事後の申請の際には、領収書（レシート不可）が必要になりますが、この領収書は、材料を販売した販売店が被保険者本人フルネーム宛に発行したものとし、工事費内訳書については、購入した材料費の個々の内訳が分かるものを作成し、添付してください。

ただし、大工業を営んでいる家族が「会社」として工事を請け負う場合は、工賃も支給対象とします。

※家族で工事を行う場合も必ず担当ケアマネジャーへ相談し、必要性を検討した上で、理由書を担当ケアマネジャー等が作成してください。

※必ず、国富町の承認が下りてから材料の購入を行ってください。

※送料については、基本的には対象外としていますが、送料込みの値段がその他の方法で購入する場合より廉価に抑えられる場合のみ支給対象としています。

家族改修での事前申請時の必要書類	
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申出書	・氏名は、被保険者本人の氏名を記載
理由書	・ケアマネジャー、作業療法士、福祉住環境コーディネーター（２級以上）等が作成
見積書	・被保険者本人の氏名で作成 ・住宅改修の種類、改修箇所毎の内訳が分かるように記載 ・材料費のみ記載
図面	・理由書や見積書に基づき、設置の必要性・詳細が確認できる範囲で作成
施行前写真	・施行前の状況を撮影し、カラー写真１部を提出 ・図面と照合ができるように記号、工事内容及び寸法などを記載 ・写真にはカメラの機能等を用いて必ず日付を印字すること
※住宅改修の承諾についてのお願い	・被保険者と住宅の所有者が別居している場合必要
※町営住宅増築（模様替）承認申請書	・町営住宅に住所がある場合に必要 ・必要事項を記載し、原本を国富町役場 財政課へ提出し、コピーを住宅改修提出書類に添付して提出すること ※用紙は、国富町役場財政課へ直接取りに行ってくださいか、場合によっては郵送も可能です。詳細は電話でお問い合わせください。（財政課：７５－３１１２）

家族改修での事後申請時の必要書類	
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	・氏名は、被保険者本人の氏名を記載 ・家族での改修の場合は、償還払いになるため、下段の口座番号まで記載 ※口座番号は、原則被保険者本人の口座にしてください。
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完成届	・氏名は、被保険者本人の氏名を記載
請求書	・被保険者本人の氏名で作成 ・住宅改修の種類、改修箇所毎の内訳が分かるように記載 ・様式は問いませんが、見積書と同様、内訳が分かるように記載 ・宛名は「国富町長」となります ※購入した領収書もご提出ください。
図面	・理由書や見積書に基づき、設置の必要性・詳細が確認できる範囲で作成
施行後写真	・施行後の状況を撮影し、施行前写真と並べて、カラー写真２部を提出 ・図面と照合ができるように記号、工事内容及び寸法などを記載 ・写真にはカメラの機能等を用いて必ず日付を印字すること